

津幡町選挙管理委員会告示第 8 4 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 8 条第 1 項の規定による町教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合の署名者の最低数（選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数）は、次のとおりである。

令和 8 年 9 月 1 日

津幡町選挙管理委員会

1 0 , 3 9 4 人